

特定病院

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第21条第4項および第33条第4項に規定する精神科病院として、次の医療機関を認定しました。

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	認定期間
吉田病院	理事長 永松 孝志	奈良市西大寺赤田町1丁目7番1号	平成29年. 5. 1~平成32年. 4. 30
五条山病院	理事長 北林 百合之介	奈良市六条西4丁目6番3号	令和元年. 12. 1~令和4年. 11. 30

特例措置を採ることができる応急入院指定病院

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の7第2項後段の規定による措置を採ることができる同条第1項に規定する精神科病院として、次の医療機関を指定しました。

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	認定期間
吉田病院	理事長 永松 孝志	奈良市西大寺赤田町1丁目7番1号	平成29年. 5. 1~平成32年. 4. 30
五条山病院	理事長 北林 百合之介	奈良市六条西4丁目6番3号	令和元年. 12. 1~令和4年. 11. 30